平成２７年（フ）第５５号
青森県むつ市宇田町６番１号
債務者　杉崎　純一
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
宮城県白石市字清水小路８番地１
債務者　大槻　育実
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第１３号
富山市針原中町305番地　市営住宅５棟301号
債務者　工藤　里奈（旧姓坂上）
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９号
富山市水橋畠等14番地11
債務者　四谷　隆之
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０号
富山市八尾町福島156番地　市営住宅126号
債務者　土田　景子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８９号
千葉県柏市旭町１丁目10番２号　深沢ビル４F
債務者　香島　一樹
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１１２号
千葉県柏市手賀の杜５丁目32番地１　スウィングビート103号
債務者　奥畑　　恵（旧姓松橋）
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１１６号
北九州市若松区今光２丁目３番22号
債務者　三村　貴一
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２号
栃木県真岡市堀内666番地
債務者　栗原　恵子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２７年（フ）第８４号
神奈川県愛甲郡愛川町半原2553番地の４
債務者　池田　吉明
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３２４号
名古屋市昭和区広路本町２丁目10番地　広路苑107号
債務者　津田小百合
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６号
青森県弘前市大字城西３丁目５番地11、住民票上の住所青森県弘前市大字下湯口字青柳194番地１
債務者　下山　由佳
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第６６号
神奈川県厚木市山際981番地27
債務者　飯島　義枝
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第８５号
神奈川県厚木市元町９－19　スカイピア本厚木Ａ103、住民票上の住所神奈川県厚木市旭町４丁目16番17号　レオパレス本厚木エクセル第10―104
債務者　田中　正美
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第８７号
神奈川県平塚市平塚５丁目13番９－２－204号　レオパレス千手
債務者　吉田　美樹
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１１２号
名古屋市西区城町315番地　スクエアヴォーグ301号、住民票上の住所熊本市東区沼山津４丁目７番72号
債務者　前田　慎吾
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０９号
名古屋市港区木場町２番地の26　センチュリースクエア木場1214号
債務者　塗塀　英子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部